

2018年4月20日
三菱商事株式会社

社長・会長退任後の相談役・特別顧問制度に関するお知らせ

東京証券取引所が定める上場規則に基づき提出する「コーポレート・ガバナンス報告書」で開示予定の当社社長・会長退任後の相談役・特別顧問制度について、お知らせ致します。詳細は添付をご参照ください。

以 上

【添付資料】

社長・会長退任後の相談役・特別顧問制度について

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
楨原 稔	特別顧問	対外活動	非常勤、報酬有	2004年3月 (取締役会長退任)	2019年3月
佐々木 幹夫	特別顧問	対外活動	非常勤、報酬有	2010年6月 (取締役会長退任)	2020年6月
小島 順彦	相談役	対外活動	常勤、報酬有	2016年3月 (取締役会長退任)	2022年6月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3

その他の事項

当社の社長経験者につきましては、必要な場合に、相談役、その後特別顧問に任命できることとしており、現在、相談役1名、特別顧問2名が在任しています。

当社相談役及び特別顧問は、いずれも取締役には就任しておりません。また、当社意思決定を行う経営会議へも出席しておらず、当社の業務執行には関与しておりません。各相談役・特別顧問は、主に、当社あて要請のあった社外役職就任をはじめとする社会的意義の高い対外活動に従事しています。

なお、2020年7月以降、相談役を非常勤かつ報酬無しとします。また、今後、新たに特別顧問は任命しないことといたしました。